



みやこ町



# 議会だより

平成18年9月発行



## 夏の夜空を彩る花火

夜空という空間のキャンパスに色鮮やかに大輪の花が舞う。見物客は酔いしれ、歓喜の声はフィナーレと共にとよめきにかわり夏は終わりを告げる。  
~~~~~  
やがて京都平野は黄金色となり、あわただしい秋の収穫期を迎える。



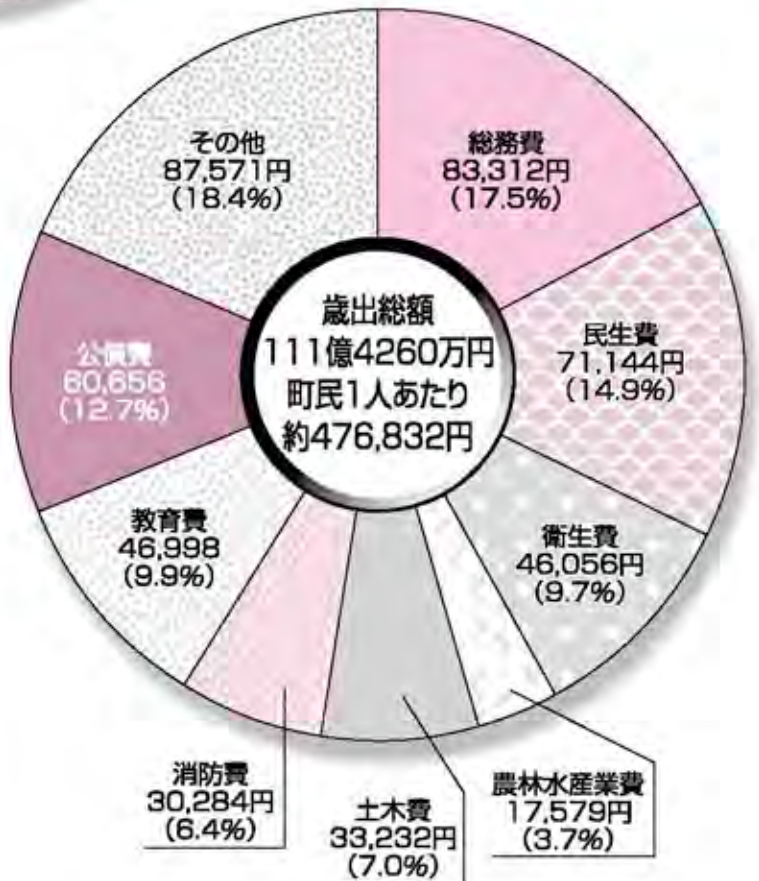
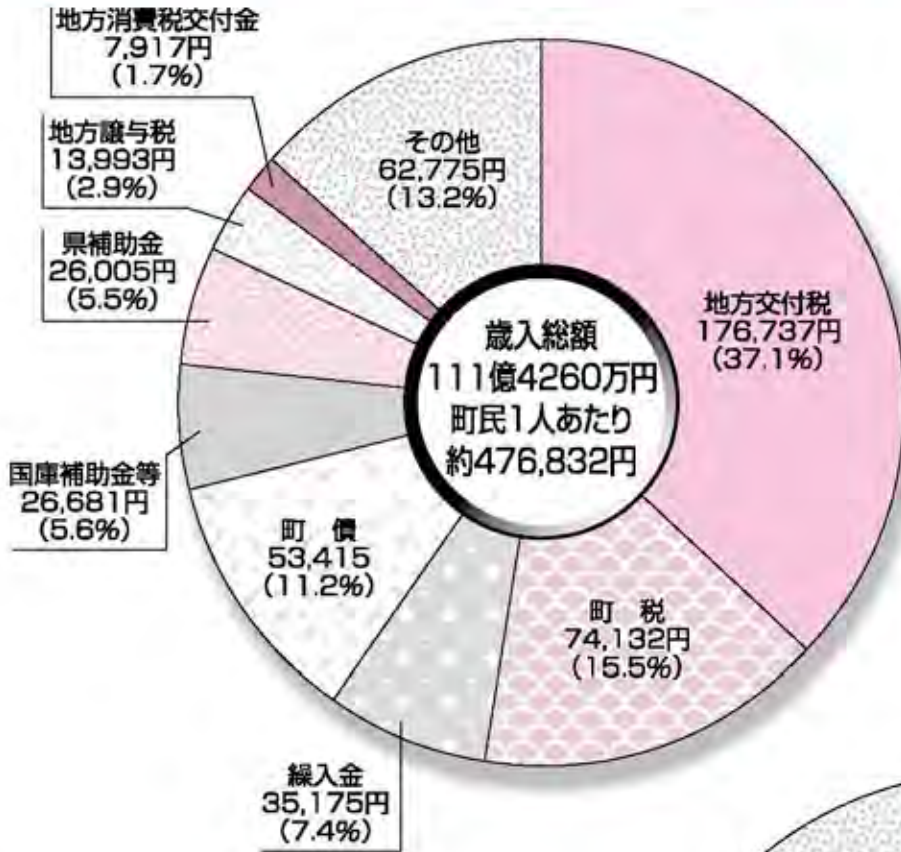
- 一般会計予算・特別会計予算 2P
- 議案議決結果 3P~4P
- 一般質問・町政を問う 5P~15P
- 不納欠損処理調査特別委員会可決 15P
- ふるさと散歩道 16P

# 平成18年度予算決まる

一般会計では、町民1人あたり47万6千円に

先の議会で平成18年度の一般会計および特別会計の予算が決まりました。

一般会計は、111億4260万円で、これを町民一人あたり（18年6月 23,368人に換算すると、47万6千832円になります。以下、それぞれ費目ごとに、町民一人あたりの概算額をお知らせします。



| 特別会計        | 18年度予算額<br>(単位：千円) |
|-------------|--------------------|
| 国民健康保険特別会計  | 2,688,526          |
| 老人保健特別会計    | 3,614,850          |
| 介護保険特別会計    | 1,914,583          |
| 簡易水道特別会計    | 330,392            |
| 公共下水道特別会計   | 567,408            |
| 農業集落排水特別会計  | 141,129            |
| 住宅新築資金等特別会計 | 234,318            |
| 土地取得特別会計    | 121                |
| 犀川財産区特別会計   | 100                |
| 城井財産区特別会計   | 100                |

# 議案議決結果

6月定例会は、去る6月8日から26日までの19日間の会期で開催されました。

町長提出の議案は18年度予算11件、専決処分2件、人事案件13件、条例の制定・一部改正13件、組合規約の一部改正7件、促進計画の策定1件、計47件でした。

一方、議員提案は条例の一部改正1件、決議案2件、意見書案の提出3件、計6件でした。

提出された議案の概要と審議結果をお知らせします。

## 町長提出(47件)

### 専決処分(2件)

#### ■町税条例の一部を改正

地方税法等の改正に伴い町の税条例の一部を改正したものの。

(賛成多数で可決)

#### ■町国民健康保険条例の一部を改正

税制改正における年金課税の見直しに伴う国民健康保険税における経過措置。

(賛成多数で可決)

### 条例の制定(4件)

#### ■合併地域振興基金条例

地域振興を図るための基金の条例。

(全員賛成で可決)

#### ■国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

武力攻撃事態等における緊急対処本部に関する条例。

(賛成多数で可決)

#### ■国民保護協議会条例

武力攻撃事態等における協議会の組織及び運営に関する条例。

(賛成多数で可決)

#### ■障害程度区分認定審査委員定数条例

審査会委員の定数は10人以上とする。

(全員賛成で可決)

### 条例の一部改正(8件)

#### ■非常勤消防団員退職償金支給条例の一部改正

法律施行令の一部改正の政令の公布による支給額の改定。

(全員賛成で可決)

#### ■非常勤特別職報酬及び費用弁償条例の一部改正

学校医、協力医、薬剤師の追加並びに表中記載職りの訂正。

(賛成多数で可決)

#### ■支所及び出張所設置条例の一部改正

支所及び出張所の設置における記載職りの訂正。

(賛成多数で可決)

#### ■職員の給与に関する勤勉手当の支給割合の記載職りの訂正

※旧三町の所管区域を削除

(賛成多数で可決)

#### ■分担金徴収条例の一部改正

分担金徴収条例における記載職りの訂正。

(賛成多数で可決)

#### ■公共下水道条例の一部改正

使用料を消費税込みの表示に改正。

(賛成多数で可決)

### 条例の全部改正(1件)

#### ■廃棄物の処理及び清掃条例の全部改正

手数料の改正。

(賛成多数で可決)

#### ■敬老祝金条例の一部改正

条例中の字句の「年金」を「税金」に改める改正。

(賛成多数で可決)

### 組合規約の一部変更(7件)

#### ■一般会計

歳入歳出総額を、111億4260万円と定める。

(賛成多数で可決)

#### ■国民健康保険特別会計

歳入歳出総額を、26億8852万6千円と定める。

(賛成多数で可決)

#### ■老人保健特別会計

歳入歳出総額を、36億1485万円と定める。

(賛成多数で可決)

#### ■公共下水道特別会計

歳入歳出総額を、5億6740万8千円と定める。

(賛成多数で可決)

### 促進計画の策定(1件)

#### ■過疎地域自立促進計画の策定

過疎地域の指定による過疎地域自立促進計画の策定。

(全員賛成で可決)

#### ■農業者集積排水特別会計

歳入歳出総額を、1億4112万9千円と定める。

(全員賛成で可決)

#### ■住宅新築奨励金特別会計

歳入歳出総額を、2億3431万8千円と定める。

(賛成多数で可決)

#### ■土地取得特別会計

歳入歳出総額を、12万1千円と定める。

(賛成多数で可決)

#### ■犀川財産区特別会計

歳入歳出総額を、10万円と定める。

(賛成多数で可決)

#### ■城井財産区特別会計

歳入歳出総額を、10万円と定める。

(賛成多数で可決)

### 共同団体の減少

#### ■農業者集積排水処理施設条例の一部改正

使用料を消費税込みの表示に改正。

(賛成多数で可決)

#### ■敬老祝金条例の一部改正

条例中の字句の「年金」を「税金」に改める改正。

(賛成多数で可決)

#### ■非常勤特別職報酬及び費用弁償条例の一部改正

学校医、協力医、薬剤師の追加並びに表中記載職りの訂正。

(賛成多数で可決)

#### ■支所及び出張所設置条例の一部改正

支所及び出張所の設置における記載職りの訂正。

(賛成多数で可決)

#### ■職員の給与に関する勤勉手当の支給割合の記載職りの訂正

※旧三町の所管区域を削除

(賛成多数で可決)

#### ■分担金徴収条例の一部改正

分担金徴収条例における記載職りの訂正。

(賛成多数で可決)

### 共同団体の減少

#### ■農業者集積排水特別会計

歳入歳出総額を、1億4112万9千円と定める。

(賛成多数で可決)

#### ■住宅新築奨励金特別会計

歳入歳出総額を、2億3431万8千円と定める。

(賛成多数で可決)

#### ■土地取得特別会計

歳入歳出総額を、12万1千円と定める。

(賛成多数で可決)

#### ■犀川財産区特別会計

歳入歳出総額を、10万円と定める。

(賛成多数で可決)

#### ■城井財産区特別会計

歳入歳出総額を、10万円と定める。

(賛成多数で可決)

#### ■公共下水道特別会計

使用料を消費税込みの表示に改正。

(賛成多数で可決)

**人事案件13件を同意**

| 委員 | 監査委員 | 固定資産評価<br>審査委員 | 教育委員会<br>委員 | 公平委員会<br>委員 | 役職           | 氏名    |
|----|------|----------------|-------------|-------------|--------------|-------|
|    | 議会議長 |                | 教育長         | 委員長         | 学識経験<br>議会選出 | 木村 太吉 |
|    |      |                |             |             |              | 進 鳴海  |
|    |      |                |             |             |              | 吉 静馬  |
|    |      |                |             |             |              | 宮 弘   |
|    |      |                |             |             |              | 外 哲司  |
|    |      |                |             |             |              | 松 憲太  |
|    |      |                |             |             |              | 土 征治  |
|    |      |                |             |             |              | 秋 智恵子 |
|    |      |                |             |             |              | 綾 塚 直 |
|    |      |                |             |             |              | 大 場   |
|    |      |                |             |             |              | 秋 和久  |
|    |      |                |             |             |              | 今 信   |
|    |      |                |             |             |              | 水 井 大 |
|    |      |                |             |             |              | 白 孝大  |

※教育委員の役職は互選(6月27日付)

**議案提出(8件)**

国民健康保険税条例の一部改正。

提出者 緒方 順年  
賛成者 光吉さわ子  
中尾 明雄  
熊谷みえ子

築城基地における米軍使用強化反対決議案。

提出者 進 鳴海  
賛成者 山本 雅男  
浦橋 忠義  
秋山 允夫  
中尾 明雄  
柿野 義直

(全員賛成で可決)

次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

提出者 中尾 文俊  
賛成者 柿野 義直  
原田さやか  
金房 眞悟

ハンセン病療養所の「胎児標本」の取り扱いに関する意見書。

提出者 熊谷みえ子  
賛成者 光吉さわ子  
中尾 明雄  
緒方 順年

(賛成多数で可決)

出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書。

提出者 岩村 誠  
賛成者 森下 公直  
大東 英壽  
武田 光雄

不納欠損処理の調査に関する決議案。

提出者 進 鳴海  
賛成者 浦橋 忠義  
小田 勝彦  
小田 廣徳

(賛成多数で可決)

地方自治法第百八十二条による委員・補充員は次のとおり

| 役職  | 氏名      |
|-----|---------|
| 委員長 | 松 清 卓 俊 |
| 委員  | 後 藤 文 博 |
| 委員  | 木 村 一 雄 |
| 委員  | 西 田 貞 子 |
| 委員  | 奥 村 洋 明 |
| 補充員 | 内 山 なほみ |
| 補充員 | 森 幸 代   |
| 補充員 | 舩 田 照 二 |

**議案解決結果**

**ハンセン病療養所の「胎児標本」の取り扱いに関する意見書**

厚生労働省は、各療養所に対し「施設で丁寧に焼却、埋葬(合祀)、供養および慰霊を行う」旨の通知を行ないました。標本化は、遺族の承諾を取っていなかった事実をふまえれば、標本の焼却、埋葬に関し、なおさら当事者である、遺族女性の意向が最大限に尊重されなければなりません。意向に反した標本の焼却、埋葬が強行されれば、国は二重に過ちを犯すことになります。国の責任で、プライバシーなどにも十分配慮した丁寧な身元確認を行い、胎児標本に関する検証をきちんと国は行なうことが先決であり、少なくとも、胎児標本を焼却、埋葬することで、この問題の真相解明に蓋をするような事は許されません。

**次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書**

公務員の人員費改革実施計画の中で、特に、教職員の人員費削減を求めている。  
06年度の次期定数改善計画の実施が見送られ、06年度の教職員定数は自然減分の義務制約千人、高校約五千人が減少することになる。  
多くの都道府県では、きめ細やかな対応が出来るように少人数教育が実施されており、保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。  
政府は、国の責務である教育水準の最低保証を担保するため、  
1. 義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。  
2. 自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。  
3. 義務教育費国庫負担制度について、国負担率の2分の1に還元すること。以上、強く要請する。

**6月議会で可決された決議・意見書(要旨)**

**築城基地における米軍使用強化反対に関する決議**

日米安全保障委員会の共同発表が出され、米軍嘉手納基地所属のF15戦闘機の築城基地への訓練移転や緊急時における米軍の基地使用強化により、事故の危険性や騒音被害の一層の拡大と共に、地域住民に大きな不安をもたらす。米軍の移転費用の負担を国民に強いることも論議されている。基地の機能強化と新たな負担の押し付けは今後の町づくりを阻害する深刻な問題である。  
同時に、地元の意向の反映と的確な情報提供を国に求めてきたが、いまだ具体的な情報公開がなされていない。  
みやこ町議会としては、在日米軍にかかる米軍の築城基地使用強化について断固反対を申し入れる。

**出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書**

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられる。  
現在、出資法上の上限金利は年29.2%であり、この出資法の上限金利については、平成15年、ヤミ金融対策法制定の際、平成19年1月を目処に見直すこととされている。  
リストラ・倒産による失業や収入減等に対応して消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、  
第1. 「出資法」の改正につき  
(1) 現行法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。  
(2) 現行法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。  
第2. 「貸金業規正法」の改正につき  
(1) 現行法43条のみなし并済規定を撤廃すること。  
以上、改正することを強く要請する。

# 一般質問 ……町政を問う

①信頼される町政の確立にむけて  
原田 さやか 議員

②学校給食について  
飯本 秀夫 議員

③みやこ町の基本構想(町づくり)  
の考えは  
中尾 文俊 議員

④税金の不納欠損問題の真相と  
町長選挙について問う  
原田 和美 議員

⑤財政改革を問う  
吉田 伸司 議員

⑥みやこ町の将来にふさわしい  
総合計画書作りを  
浦山 公明 議員

⑦子育てを応援できる  
町づくりをめざして  
光吉 さわ子 議員

⑧米軍移転反対でなく  
基地自体の撤収職員の告発を  
保護する法整備を  
進 鳴海 議員

⑨同和行政について  
法失効後は一般対策に移行を  
緒方 順年 議員

⑩固定的な経費削減の取り組みは  
武田 光雄 議員

⑪「滞納税」帳消しについて  
小田 勝彦 議員

⑫地元商工業者の営業を  
守るために  
中尾 明雄 議員

⑬少子化・子育て支援について  
森 寛 議員

⑭スクールガードリーダーの養成を  
中尾 昌廣 議員

⑮町発注の工事計画と  
不正防止策について  
中山 茂樹 議員

⑯米軍再編問題を問う  
熊谷 みえ子 議員

⑰白石町政が町民の暮らし、  
環境、平和を守る防波堤に  
柿野 義直 議員

⑱前納報奨金廃止はいかに  
農業委員会を別棟に  
清水 年秋 議員

⑲農林業振興につながる地域おこし  
岩村 誠 議員

一般質問

信頼される町政の  
確立にむけて



原田 さやか  
議員

情報公開と説明責任について

**問** 町の予算書、決算書、広報、議会の議事録、などを常備した「町政情報コーナー」を、役場、支所、各公民館、総合文化センター、福祉・コミュニケーションセンターへの設置を提案する。

**答** 現在、公共施設にキヨスクの端末を設置している。この端末を利用いただけるよう周知を行う。

政治倫理と公務員倫理について

**問** みやこ町政治倫理条例には「政治倫理の基準」「市民の責務」に、今まで明記されていた「職員の昇格、異動」に関する部分のみ削除されて

町長特別と議員の期末手当の加算20%を廃止すべきである

**問** 合併時に、町長、助役、収入役、教育長、議員の期末手当の加算の割合を100分の20にする、という「期末手当の支給に関する規則」を定めている。報酬審議会でも合併協議会でも論議はされていない。今年度の期末手当の加算額を試算してみると町長、教育長、議員44名で合計7,395,600円になる。住民の皆さんの理解を得る事は出来ない。

**答** 検討すべき課題の一つであると考えている。

稲穂穂の米軍使用強化に反対

**問** アメリカ国防省の高官は「米軍再編は日本の自衛隊基地を米軍が恒久的に使用するためのものである」と、明言している。みやこ町議会には「在日米軍再編に伴う築城基地における米軍使用強化」反対に関する決議を可決した。町長も受け入れ反対の姿勢を堅持するよう強く求める。

**答** 国の決定には撤回を要望してまいった。

学校給食について



飯本 秀夫  
議員

**問** 老朽化が進み、懸案事項であった給食センターの建て替えについて行政の枠組み及び稼働方式についての考え並びに町長としてどのような働きかけを行っているのかを伺います。

**答** 合併前に旧3町の首長で、その事について協議をした経緯もあり、上水道が利用できる土地の確保が出来れば、町単独でのセンター建設も考えているし、行橋市にも申し入れを行っていきます。稼働方式等については、自校式の声もありますが、今後協議会のなかで協議していきます。

**問** 米飯給食の回数については、PTA等の要望により、第2センターは週3回に変わっております。

**答** 今盛んに叫ばれている「食育」について町長はどのような

る。今後は、地域の農協と十分に協議を重ねながら、地場産を多く取り入れる方向で進んでいきたいと考えている。

農業施設の充実

**問** 町長の所信表明のなかで、農業をみやこ町活性化の起爆剤にしたいとあったので、農業基盤の一つである農業共同作業所の整備を願いたい。特に豊津ライスセンターに於いては、建設年度も古く老朽化が著しく進んでおり、作業効率の低下のみならず、危険な状態なので、至急に整備を望む。

**答** 現状を把握した後、早急に修理します。



# みやこ町の基本構想 (町づくり)の考えは



中尾 文員 俊  
議員

**問** みやこ町の基本構想は、旧三町の基本構想や住民本位の地域づくりを原点到置くべきである。今年度中に作成すべき「みやこ町基本構想」の基本的な考えとスケジュール、住民の意思の反映のプロセスは如何か。

**答** みやこ町基本構想は地域づくりの計画であり、旧三町の懸案事項や特性を生かして完成したい。計画の策定は住民代表者等で構成する総合計画審議会、住民参加による部会などで策定作業を進めて行きたい。この予定で十二月には素案を作成し、細部を調整し来年三月には完成する。また、住民意識調査を重視し実施することで住民の意見を反映したい。

## 住民税等の不納欠損処理の 説明会

**問** 町民の大きな関心事になっている住民税等の不納欠損処理の具体的な経過と問題点を明らかにすべきである。いつの時点で、どのような過程で、何年間の滞納分、金額は如何程か。旧三町首長で協議したか否か、決裁は何時か。合併協議会や議会への説明は考えなかったのか。また、住民への説明や今後の徴収体制は如何か。

納欠損処理の具体的な経過と問題点を明らかにすべきである。いつの時点で、どのような過程で、何年間の滞納分、金額は如何程か。旧三町首長で協議したか否か、決裁は何時か。合併協議会や議会への説明は考えなかったのか。また、住民への説明や今後の徴収体制は如何か。

**答** 合併協議を進める中で、昨年十月頃より税務分科会で平成六年以前を起点に不納欠損処分するか否かを協議するよう担当課長に指示した。また、平成十六年度までの滞納者(死亡、行方不明、生活困窮者等)についても処理した。

金額は累積で約六千八百万円になっている。内容が集計時点で町広報紙で住民へ説明と謝罪をした。また、不公平感の払拭に努めたい。今後は、税に限らず町の徴収体制に今回の問題を踏まえ、法的措置を含めて努力したい。

## 税金の不納欠損について

**問** 平成18年2月に旧三町首長で協議して6800万を不納欠損されていますが不納欠損する時に納税者の事など考えなかったのか事件が発覚すれば責任は自分達にない様に色々言っているが真面目に税金を納めている町民の事を考えていますか。

個人情報が漏れてある議員が自分のホームページで流した。その内容が怪文書として有権者の皆様に流されている。候補者には小学校に通う子供さんがいて父親の事を色々批判された事を聞いて学校に行くのが嫌いになったと聞いている。子供さんの夢を奪う様な行為をした議員には何も責任がないのですか。

## 電算について

電算工事は完了してないと聞いていますが合併協議会での報告には平成18年3月20日には完了すると説明がなされた。いまだに終わっていないと言ふことは何か問題が発生したのでしょうか。又、今回の契約相手との最終調整で契約金額より5千万円の値引きが

# 税金の不納欠損問題の真相と 町長選挙について問う



原 田 和 美  
議員

されています。値引きの調整を合併協議会の委員が相手と話し合って決めたいと聞いていますが行政と業者の談合ではないですか。

## 町長選挙について

個人情報が漏れてある議員が自分のホームページで流した。その内容が怪文書として有権者の皆様に流されている。候補者には小学校に通う子供さんがいて父親の事を色々批判された事を聞いて学校に行くのが嫌いになったと聞いている。子供さんの夢を奪う様な行為をした議員には何も責任がないのですか。

が駐在員は非常勤の特別職であり選挙運動等の禁止をされている。この様な行為をした議員は選挙運動等の違反行為に当たらないのか。

次にみやこ町長職務執行者が町長立候補者を連れて旧勝山町のある地区を挨拶回りをした。この行為は常職ある人のする事ではないと思われま

**答** 不納欠損についてお答えをいたします。それぞれの基準に従いまして処理をしたと言ふ事。次に電算の問題についてでございますが京都地域3町電算システム業者選定委員会を設置して選考したと言ふ。次に町長選挙について個人情報保護条例に基づいて厳正に対応してまいりたい。

**問** 議員駐在員と町長職務執行者に対しては一括で答弁をいただいた。不納欠損については三町長が責任を持って6800万を返還する様に行政から請求をしよう。電算については工事が完了していないのに金額が支払っていると。個人情報と町長選挙については納税のいく回答がなかった。

一般質問

財政改革を問う



吉田 仲司 議員

委託料契約の一元化を

設計、清掃、ごみ収集など多くの委託料があるが、各課ではなく、財政課管財係でまとめていた方が公正、透明性が確保できるのではないかと、確かに、大きいものは財政課で取り扱うべきと思うが、随意契約が主体になるものもある。適正、公平な契約になるような業者選定をしたい。

設計、清掃、ごみ収集など多くの委託料があるが、各課ではなく、財政課管財係でまとめていた方が公正、透明性が確保できるのではないかと、確かに、大きいものは財政課で取り扱うべきと思うが、随意契約が主体になるものもある。適正、公平な契約になるような業者選定をしたい。

設計、清掃、ごみ収集など多くの委託料があるが、各課ではなく、財政課管財係でまとめていた方が公正、透明性が確保できるのではないかと、確かに、大きいものは財政課で取り扱うべきと思うが、随意契約が主体になるものもある。適正、公平な契約になるような業者選定をしたい。

設計、清掃、ごみ収集など多くの委託料があるが、各課ではなく、財政課管財係でまとめていた方が公正、透明性が確保できるのではないかと、確かに、大きいものは財政課で取り扱うべきと思うが、随意契約が主体になるものもある。適正、公平な契約になるような業者選定をしたい。

設計、清掃、ごみ収集など多くの委託料があるが、各課ではなく、財政課管財係でまとめていた方が公正、透明性が確保できるのではないかと、確かに、大きいものは財政課で取り扱うべきと思うが、随意契約が主体になるものもある。適正、公平な契約になるような業者選定をしたい。

設計、清掃、ごみ収集など多くの委託料があるが、各課ではなく、財政課管財係でまとめていた方が公正、透明性が確保できるのではないかと、確かに、大きいものは財政課で取り扱うべきと思うが、随意契約が主体になるものもある。適正、公平な契約になるような業者選定をしたい。

住宅も水道も当然一緒に保証人がいると思うが、未納がある場合は、その都度見直しをすべきと思うが。保証人の見直し、申込の再検討についても協議している。

住宅新築資金等の回収は

住宅資金は、どれくらい滞納者がいるのか。また、今後の徴収体制は。

17年度末の滞納額は、旧3町合わせて、191件約3億9千7百万円。現在滞納者に催告書の発送の準備をしており、その後戸別徴収していく。悪質滞納者に対しては、訴訟も考えている。

4億円近い滞納者があるとのことであり、人権対策課だけでは対応できない。各関係課と相談しながらやっていきたいと思います。

住宅使用料、水道料の滞納が増えてきているが、滞納はどれくらいあるか。

住宅使用料、水道料の滞納が増えてきているが、滞納はどれくらいあるか。

住宅使用料、水道料の滞納が増えてきているが、滞納はどれくらいあるか。

住宅使用料、水道料の滞納が増えてきているが、滞納はどれくらいあるか。

住宅使用料、水道料の滞納が増えてきているが、滞納はどれくらいあるか。

住宅使用料、水道料の滞納が増えてきているが、滞納はどれくらいあるか。

みやこ町の将来にふさわしい総合計画書作りを



明山 議員

みやこ町のゆく末

各地域ばらつきがあるが、均衡のとれた町づくりを考えているか。

合併したばかり各地域十分な調整が図られていない、現状把握した広域的な交通体系、公共施設の整備、相互利用のできる行政区を越えた広域的な旧町それぞれの特性、合併のメリットを生かし一体感ある町づくりを進めたい。

今後の事業等の取り組みに対応について。

一年間は3地域の基盤づくり、町づくりの出発点に等しい継続事業を含め、一般的な整備事業のみが今年度の事業です。今後、合併特例債を活用し後年度を考え必要

一年間は3地域の基盤づくり、町づくりの出発点に等しい継続事業を含め、一般的な整備事業のみが今年度の事業です。今後、合併特例債を活用し後年度を考え必要

一年間は3地域の基盤づくり、町づくりの出発点に等しい継続事業を含め、一般的な整備事業のみが今年度の事業です。今後、合併特例債を活用し後年度を考え必要

一年間は3地域の基盤づくり、町づくりの出発点に等しい継続事業を含め、一般的な整備事業のみが今年度の事業です。今後、合併特例債を活用し後年度を考え必要

一年間は3地域の基盤づくり、町づくりの出発点に等しい継続事業を含め、一般的な整備事業のみが今年度の事業です。今後、合併特例債を活用し後年度を考え必要

施設方針の中で、若者育成、スポーツ面があり勝山総合グラウンドにナイター設備を。

勝山総合グラウンドの問題も伺っている。

道の駅は答申書も出しながら足踏みしている状況である考えを問う。

道の駅制度の件は関係機関と調整、担当に調査をさせる。

今後ますます必要性が大で十分配慮しながら進めていきたい。

各旧三町それぞれ先々の行末を末の計画書、総合計画書があります。今後新たにみやこ町の総合計画書を作成するにあたり、業者「コンサルタント」に頼らず、3地域の2550代の町職員で作成し旧三町のカラーの出た、本場に中身のある総合、基本計画書ができるのではないかと。

資料の推測、データ収集、将来展望、専門的な集計等があり業者委託を考えている。意見として参考にし検討する。

資料の推測、データ収集、将来展望、専門的な集計等があり業者委託を考えている。意見として参考にし検討する。

資料の推測、データ収集、将来展望、専門的な集計等があり業者委託を考えている。意見として参考にし検討する。

資料の推測、データ収集、将来展望、専門的な集計等があり業者委託を考えている。意見として参考にし検討する。

資料の推測、データ収集、将来展望、専門的な集計等があり業者委託を考えている。意見として参考にし検討する。

資料の推測、データ収集、将来展望、専門的な集計等があり業者委託を考えている。意見として参考にし検討する。



# 子育てを応援できる町づくりをめざして



子わさ吉光 議員

**問** 子育てを応援できる町づくりをめざして学童の安全確保の対策は。

**答** 各学校に通学路の安全マップをつくり日常的に点検を指導、地域の皆様への協力依頼、全教員が共通認識をもって対応しています。

**問** 町スクールバス運行規則12条では生徒以外の利用については町長が別に定めるとなっています。安全面の角度から全町的に利用できる余地の検討をして下さい。

**答** 犀川は現在園児31名、小学生47名のスクールバスを運行していますが制度がなく犀川の場合は単独事業で継続実施しています。



豊津、勝山に広げる部分については十分検討が必要だろうと思っています。

**問** 放課後児童クラブの設置の現況と受け入れ、退所時間が違うので時間の統一はできないか。

**答** 勝山一ヶ所52名、犀川3ヶ所31名で委託をしております。犀川は時間的な委託料を支払っておりません。園と協議してみたいと思います。

**問** 旧三町の特性を生かして子育て支援ネットワークづくりを進め、女性に関する施策の総合的な行政窓口の一本化を図っていただきたい。

**答** 合併し、全体事業の調整、人事配置を総合的に評価中です。当面は今の体制を維持しながら見直しを図る時期

に検討させていただくと思います。

**問** 現給食センターの老朽化による建替計画はどうか。

**答** 現在の第1、第2センターも老朽化が進みその維持管理費がかさんでいる状況を受け、広域教育員会に「建替調査検討会議」が平成11年6月に設置された。これまでの検討結果を踏まえて具申書を市町村事務組合長あてに提出しています。

**問** みやこ町独自の建設計画を考へてはどうか。行橋市は二学期制、みやこ町は三学期制をとっているのに、配食配送等、給食人数も変わってくると思います。

**答** 町の農業振興からも地元農産物を食材に使い、安全給食の実施を求めています。

**問** 学校給食を通じた児童生徒に地域産業や文化に関心をもちたせる教育的意義は大きいものがあります。センター方式のメリットの一つは安全安心、安価、安定の流通システムが確立されている点にあると思います。



# 米軍移転反対でなく

## 基地自体の撤収 職員の告発を保護する 法整備を



海鳴 議員

**問** 基地問題については、米軍移転反対ではなく基地自体の撤収を。

**答** 豊津地区は築城基地やナイキ基地を抱え、敵の攻撃を受ける確率が高い。米軍移転問題はさらなる負担増になる。移転反対ではなく基地自体を撤収する、こういう申し入れをしていただきたい。また、飛行機の廃ガスについて施設局は、逃げ腰一辺倒の返事である。問いただしていただきたい。

**問** 豊津地区は築城基地やナイキ基地を抱え、敵の攻撃を受ける確率が高い。米軍移転問題はさらなる負担増になる。移転反対ではなく基地自体を撤収する、こういう申し入れをしていただきたい。また、飛行機の廃ガスについて施設局は、逃げ腰一辺倒の返事である。問いただしていただきたい。

**答** 基地周辺の皆さんがどれだけ被害を被っているかを十分把握して対応を考えるべきと申入れている。基地移転についてもそういう要請を

して参りたい。飛行機の排煙被害については、6月中旬に調査という話であった。

**問** 学校給食の自校式、民間委託は。

**答** 自校式は場所がないというところであるが、場所がなければ屋上でもいいし、造ればいい。難しいことは何もない。子ども達が栄養士や調理師と一緒に料理を作る経験も必要だ。民間委託は何か支障があるのか。

**答** (教育長) 土地がないからだけでなく、小規模校が多いこと、安全、安定で給食を行う上からセンター方式の方が安心できる。

**答** (町長) 給食センターは、広域圏事務組合の中で共同設置しており、今後新センターの建設、民間委託も含めて検討していく。

**問** 工事入札メンバー同士の下請け工事は排除すべきでは

**答** 入札に入ったメンバー同士の下請け工事をさせないようになれば、かなりの確率で談合がなくなると思うが、指名に入った者同士の下請け関係は当然させるべきでないと考えている。

**問** 町内の道路やリ字溝の破損などは、嘱託員を雇って、パトロール課を設けたらどうか。

**答** これだけの町の面積でありその方が効率的だと思われる。公共工事が減少の中で、シルバークンセンターや森林組合や一般業者のこともあり、検討させていただく。

**問** 行政内部の職員からの告発について、勇気を持って職務に全うできるように、それを保護する条例等の整備を要望する。

一般質問

「同和行政について」

法失効後は一般対策に移行を



年 順 員  
方 議 緒

「特別対策を終了し一般対策に移行」

平成十三年一月総務省大臣官房地域改善対策室は、今後の同和行政について、次のとおり方針を提示しました。

「平成十三年度末に地対財特法の有効期限が到来することにより、特別対策の法令上の根拠がなくなることから、平成十四年度以降同和地区に限定して実施してきた特別対策は終了し、一般対策へ移行すること、併せて地方単独事業の更なる見直しが強望される。」

この国の方針に対する町長の見解は。

特別措置法の効力が失効となりましたが、急速その政策が、すべて消滅すると

別な学習と生徒指導、進路指導が行われる場合に教員定数を加配するものである旨、学校長に指導しております。

地方税の消滅時効について

地方税の消滅時効・不納欠損については新聞報道等により住民（納税者）が混乱しており、町長は早急に事実調査の上、住民に説明をする義務があります。

地方税法第十八条（地方税の消滅時効・地方税の徴収権及び第十八条の二（時効の中断及び停止）に基づく不納欠損処理の適正な執行確認の提示を要請します。

三町合併の事務協議により、徴収の担税能力が回復できない状態で5年間を過ぎた税について欠損処分として処理されたものが、今回の件数と税額であります。

地方税法第十八条及び第十八条の二に基づく適正な不納欠損処理の執行確認について、ペーパーにして条項の内容と税法の説明を添付の上、件数と税額を示して報告できるように現在準備中であり、早急に皆さんに説明を致します。

固定的な経費削減の  
取り組みは



雄 光 員  
田 議 武

固定的な経費削減の取り組みと農業育成について

増大傾向にある施設の維持管理費及び、各種の委託料の現状と、削減するための取り組みは。

施設の維持管理費は本年度予算で、7億円程度です。

しかし、この様な経費をずっと支援する事は、窮屈な財政運営をきたす事になりかねず、施設によっては、指定管理者制度の導入を図りながら削減を検討していく事を考えている。

委託料につきましても、本年度予算で13億の経費となっています。

内容も簡易なものから高度の技術を要するものまであり、内容を検討して削減に努めて

次に基幹産業である農業育成についてですが基本的に考えと、今後の具体的な取り組みは。

基本的な考えと致しましては、営農組織の強化や、生産基盤の充実を図るとともに生産加工を支援する施設を整備し、ネットワークの構築など総合的、多角的な農業振興を図ることとしています。

施策の方向と致しましては農業活性化と、特産品のブランド化。主要施策としてはチーム農業の推進とリーダの育成、また、農産物直売所の活性化と今後のレベルアップの推進と提言を活かしてまいります。

そして、農家が生き甲斐のある農業を、また儲かる農業に少しでも、目を向けていただくように進めていくよう考えています。

削減方法をマニュアル化したい。

充分検討して、可能の限り削減できるように努力していきます。



# 「滞納税」帳消しについて



小田 勝彦 議員

**問** 不納欠損金額6千820万7,624円、件数別では、住民税、261件、固定資産税、393件、軽自動車税、403件、国保税、459件の計1,516件。

1,516件の内訳は、所在不明者、死亡420件、徴収不能者198件、時効成立898件。

旧町別では旧勝山町が1,694万2,910円、旧豊津町、3,092万9,713円、旧屋川町、2,033万5,001円の合計欠損金額が6,820万7,624円ということ。

1983年から2004年度までの1,516件、平成16年まで旧三町では、滞納者に催告書や督促状の発送、また、誓約書や分納を提案したことがなかったのか。

新聞報道では、町長の発言

は、「合併前の旧三町で申し合わせたと記憶しているが、詳しくは知らない。又、時効が完成したと思っていた。議会運営委員会では、税の問題は金額や件数を項目別に時効が成立したかを精査している。」なぜ報告が二転、三転するのか。

又滞納者には催告書を送付し、家庭訪問などをして協力を求めたが、夜間督促などはしていなかった又税務課は、94年以前の滞納について、何年度催告書を送しても応じてくれず、徴収が無理と判断し、一律に不納欠損扱いとしたとあります。滞納税の徴収は時効、徴収権の消滅時効5年は、不納欠損、898件は、全件、時効まで旧三町徴収担当者は、滞納者にはどのような対応をしてきたのか。

旧三町が納税を促すための

定期的に郵送していたとするならば、時効が中断し、納税義務は継続されるのではないか。

滞納者に対しては徴収担当者は何もしてなかったとは申しませんが、日々、努力なされ、大変ご苦労をかけていると思えますが、欠損金額が6,820万と大きな数字であり、ますので真摯に受け止めていただき、議会の冒頭ではなく町長は、町民への説明責任はどう考えているのか。

**答** 欠損金額、件数は、内容のとおりでコメントについては出先中で全く記憶が正確なものではなかった。又、5年間の中断措置を取れなかった時効完成を含めて執行停止をした。

職員も努力して徴収に当たったと考えている。広報でお断りの文章を配布する。



# 地元商工業者の営業を守るために



中尾 明雄 議員

**問** 町内業者の営業は依然としてきびしい状況が続いています。町が使用する物品等の発注は町内業者の営業を大きく支えているのが現状です。町が財政面からだけでなく業者の入札参加を認めるような事があれば価格面などを含めて到底地元業者は太刀打ちできません。

これ迄小規模ながら営々と企業努力を続けて大手にはないキメ細かなサービスで町と信頼関係を維持して来ている業者の営業を苦しめるだけでなく町の活力を阻害して行くことになり得ます。町として企業努力は求めながらも適正な利益は保証して行く事が大切です。町内業者の営業を守る立場に立って発注は地元優先で行うべきだと考えます。

**答** 地元発注が基本です。特段の価格差や特殊なものについては町外利用はあるがほとんどの物品は町内業者優先でこれからも発注して行く、商工会等についてもできる限り支援していきたい。

ります。これらの内容の多くは担当職員で十分対処できるものですが本庁と支所との連絡や連携が不十分なために支所職員に対する町民の不満や批判の声が出ています。二、三の例を上げますと高齢者の緊急通報装置の設置を急ぐ家族の申請に対して支所は直ちに本庁へ手続きをしたが四月の申請にやっと六月に設置、又介護保険の高額介護給付費の支払いが昨年十二月分の処理が従来なら今年二月に振込入金されるものが入金されない。問い合わせてもまともな説明もなく今だに入金されないなど町民の不満や批判は当然です。町民の批判に込めるためには本庁と支所が常に町民の立場に立って緊密な連携で対処する体制の確立が急務だと考えます。



**問** 合併後も支所へ窓口相談や各種の申請は数多くある

本庁と支所との緊密な連携を

**答** 町民の皆さんにご迷惑をかけ申し訳ない。事務事業の調整などで色々と住民サービスが停滞している事や介護保険は広域を止め町単独となった為にデータ等の移管等がスムーズにできなかったなどで遅れている。大変住民の皆さんにお手数をかけていますが早急に体制を整えて行きます。

一般質問

少子化・子育て支援について



森 寛 議員

**問** 女性の社会進出、雇用等については、雇用機会均等法、男女共同参画等、女性の地位向上への法整備はなされているが、働く女性の、出産、育児等の子育てについての環境整備が遅れている。

寺子屋事業等の子育て支援事業の全町展開と拡充の早期実現と、将来のみやこ町を担う地域の宝である子供達に、子育て支援の一環として、何らかの財政的支援は出来ないか、2点について町長の見解を伺いたい。

**答** 少子化対策は出生率の改善をすべく、今ようやく国が腰を上げて取組む姿勢にある。法整備、施設整備等行政として最重要課題で取組むべきとの見解であるが、国、

県の施策は今回無認可の保育所・託児所を幼稚園と保育所の併用するような形で国が認める制度が起こりつつある。私共も多くを實踐してきたが少子化の流れは止められない。出来る限り八方手を尽くして頑張りたい。

次に、少子化に対する支援の方法であるが、就学前の医療費の無料化について国のほうも就学前はその制度上に乗せてくるような動向である。今後の取り組みについては、はっきりしたことがまだ言えない部分があるが、予算の要求あるいは制度改革の要求を含めてこのことが有利に働くように私も頑張っていく。



寺子屋事業風景 (旧豊津町)

スクールガードリーダーの養成を



中 尾 昌 廣 議員

スクールガードリーダーを地域に一名ずつ三名を配置していただきたい。

**問** 学校や子供達を対象とした凶悪な犯罪が相次いで起こっており大きな社会問題であることはご承知のとおりだと思えます。又この犯罪

も都市型から地方における犯罪が多くなっておりこのみやこ町においてもいつ起こってもおかしくない状況にあります。将来を担う子供の安全をいかに守るか、やはりこの事は行政に課せられた責務であると思えます。昨年9月より興事業の一貫として二市二郡で三名のスクールガードリーダー配置があり行橋に一名、豊前市一名、旧厚川に一名できました。業務内容は町内小中学校の校内校区を定

期的に点検し、また巡回し職員や地域のボランティアに対して警備のポイントや改善すべき点等について指導する

とありますが、これにのみならず児童安全評議員の立ち上げ、子供一〇番の確認、子供安全教室そして地域ボランティアに対しての養成など大きな成果があったと思えます。また学校に張りつくことにより、児童たちからの悩みの相談や子供のいじめ等の発見ができます。このすばらしい事業を勝山、豊津にぜひ一人ずつ配置して頂きたい。新しい我がみやこ町の多くの子供達を守るため再度努力をお願いします。

今日も早朝より地域のボランティアの人数が四つ角に立ってくれています。勝山地区では子供守老会が出来、黒田の方が毎日自

転車で見回っている。厚川地区の今里区長など高齢にかかわらず頑張っている。地域の多くの方達が毎日頑張ってくれている事を私達は忘れてはなりません。沈黙化しないよう士気を高め、ボランティアとの連携をとる事により地域の連携が生まれみやこ町の活性化に繋がると思っています。新みやこ町が船出のやさき職員による贈収贈、談合問題税金不納問題等大きく報道されました。頑張っている町民にすまないと思いませんか。はずかしいかぎりです。私共もえりを正し反省しなければなりません。その意味でも犯罪が起こらない様スクールガードリーダー配置をぜひお願い致します。

**答** 県にお願いをし他の町で取り組がない場合回して頂く事になっていきます。



# 町発注の工事計画と不正防止策について



樹 茂員  
中山 議

**市町村民税の徴収率と滞納額。それに対する町長の基本的な考え。**

**問** 県は5月末に地方税対策連絡会議を設置し、税の徴収に努力している。

固定資産税の滞納者は、当然、不動産が有るのだから、競売も考えるべきである。

**答** 国の税源移譲が来年度から本格化すれば、税の徴収未納分は、それだけ町財政を圧迫する。不納欠損という事で公平性に欠ける事のない様に願いたい。

**答** 今後の徴収体制の強化は、税のみならず、他の町の徴収金も含め、徴収業務の強化を図りたい。

今嘱託職員による徴収を実施していますが、法的に処理できるように体制を整えたい。

## 町発注の工事計画

**問** みやこ町の発注に伴い町が向こう5年間に発注する土木工事計画や建設工事計画を年度ごとに発表して頂きたい。又、工事に関係して不祥事が発生しないように、厳しい姿勢の町長の考えをお聞かせ願いたい。

**答** 今後5年間の事業につきましてましては、今回の議案に提出しています犀川町の過疎計画と、旧町の継続事業の範囲です。それらを全て実施するかにについては、総合計画の中に織り込んでいきます。当面18年度はダム関連のみ1億5千万円程度で他は大きな事業はありません。

町の工事に関しましては、贈賄等の事件が各町、旧犀川町でも発生しました。その防止策として、今後の

指名競争入札に付すべき工事は、今年度から予定価格並びに最低制限価格の事前公表を導入したい。  
職員については研修を積み綱紀粛正の強化に努めます。  
資源回収奨励金交付要領について

## 資源回収奨励金交付要領について

**問** 第3条で奨励金の交付を受けようとする団体は、回収団体登録申請書を、町長に提出し、登録しなければならぬ。とある。その但し書きで、旧犀川町を除く事とする。と有るが、その意味をお尋ねする。

今後旧犀川町の子供会、婦人会、各種団体が、活動資金を集める為に資源回収する事を認めないのですか。

**答** 今、豊津、勝山地区でも、犀川地域の資源ゴミ、分別方法に合わせる事で、合併協議会の協議の中で約束しています。犀川町は19品目全て分別する方法が軌道に乗っています。他の地区と異なりません。このことで、犀川町が除外されています。

豊津、勝山地区が分別収集の体制が5年先には整うと予定していますので、平成20年3月31日までの要項は失効します。

# 「米軍再編問題を問う」

## 介護保険料、利用料の減免制度を



熊谷 みえ子員  
議

**米軍再編問題**  
築城基地の米軍使用強化に反対を

**問** 米軍と自衛隊が一体となり、「司令部機能の統合、基地の共同使用、共同演習の拡大、情報・通信ならびに作戦と運用の一体化」をより一段と進め、世界中の紛争に介入する体制を作ることが確認されている。

**答** 緊急時使用とは、普段から使用しておいて慣熟、習熟するために日常的な訓練を行うことを想定。  
訓練移転で年間の訓練回数の制限はあくす方向で協議している。と明言。  
沖縄では協定も守られずに夜間もかまわず訓練が行われている。

**答** 1市2町で福岡防衛施設局に反対の要請をした。  
普天間基地での米軍海兵隊

の緊急時の訓練、地域の慣熟訓練ともいわれる実戦を仮定した訓練については、何年か後に移転をという方向で準備されているようですがこれには一切撤廃をして欲しいと申し入れをしている。基地移転の要望もあり、地元の要望もくみ上げ、反対の立場をとっていききたい。

**問** 再編交付金、振興資金に感わされることなく、基地の撤収も含め、わがふるさとには人を殺す施設はいらない立場で、ふるさとの平和と安全を守って健闘して頂きたい。

**問** 介護保険料、利用料の減免制度を

**答** 介護保険料、利用料の減免制度を設けること  
所得の低い方への配慮をおこなってきた。申し入れなどで、状況を把握し、負

担能力が限界である被保険者について京築保健福祉環境事務所などとの連絡をとりながら、条例に沿った運用を行いたい。  
減免制度は以前豊津町の規定があり、そういう形で検討していきたい。

**問** 介護認定は利用者の意見を聞き、必要なサービスを保証できるようにすること。  
筋力トレーニング実施で重度化の予防、保健師による栄養指導もしていかななくてはならない。人的配置を求めめる。  
**答** 利用者の意見を聞きながら納得のいく方法で十分検討させていただきます。  
包括支援センターは今の体制では対応できなくなるので看護師など募集したい。

**問** 不安解消に努めること。  
一律の一割負担の応益負担の導入で「利益」を受けたとして利用料の徴収がされ大幅な負担増となっている。  
障害者いじめの実態がますますあらわになっている障害者小規模作業所などへの支援を、  
**答** 最良の支援策を積極的に取り組みたい。

障害者・家族・施設の実態調査をすべき、懸念点を特定せよ。

一般質問

白石町政が町民の暮らし、環境、平和を守る。防波堤になるように。



直 義 員 野 議 柿

財政運営について

町民の暮らしを守り、弱い立場の人たちに目を向けた運営を。

県下でも非常に少子高齢化が進んだ町です。そのことから、各種教育助成、子育て支援、高齢者や障害者の生活の足の確保などを進めていきます。

「合併では住民負担は軽く、住民サービスは高くする」と約束してきた。国民健康保険税や各種利用料の値上げ、また補助金や福祉関係の助成の切り下げが行なわれている。町民にどう説明していくのか。

全体的には負担が多く、なったような気もしています。現在、反省中です。

業の計画についても新町建設計画の整合性を図りながら見直しを行いたい。

白石町長は築城基地の米軍使用強化に反対の意思をこれまで一貫して表明しています。町長の今後の決意をお聞きしたい。

関係住民の意見を総合的にお聞きしたい。反対の決意を強くして、米軍との共同訓練の実施について停止を求めてまいります。

町民の不備をほらすために

旧犀川町の建設工事汚職事件に関して、どのように考えるか。

一番悪質な事件だと思えます。迷惑をかけ申し訳ありません。

滞納税約6800万円の不能欠損処理した件に関して町長はどのように問題点を整理しているのか。

徴収できない物件を処理しないで放置していたことは、私どもの職務の怠慢です。町民に説明できるようにするため、調査中です。

前納報奨金廃止はいかに農業委員会を別棟に



秋 年 員 水 議 清

町税前納報奨金廃止及び固定資産税評価額の決め方について

17年度法は、前納報奨金があったが18年度には廃止になっているがその理由を。

前納報奨金は目的税以外の固定資産税と町民税（住民税）の2つです。しかし、住民税については会社員は、会社を通じて、給料から天引きされるので、報奨金の対象にならない。17年度迄は、勝山・犀川は制度があったが豊津はすでに廃止済と思えます。合併協議会の話し合いの中で、町民に対して、余りメリットがないと言う事で、廃止の方向で調整された。

固定資産税の評価額の決め方をどのようにしているのか。

固定資産税の評価替えそのものが、10年に1回と3年に1回というような制度上、土地の評価額の見直しがある。家屋については、年々償却していくので、毎年は下がらないが、3年に1回の見直しがある。この土地の評価額そのものが、今、時価と評価額が随分格差があると思う。それぞれの町村の1番基準となる地点は県より基準を指定、基準宅地が、いろんな条件、道路とか土地の形勢あるいは利便性、公共施設との距離とかいろんな関係で、積算し標準の評価額を出す。この評価替えの時点で、以前は山林とか農地であったのが、宅地等に地目変更すれば、評価額も見直しをするので、税金も上がります。この評価額の苦情

については毎年3月1日より評価額が決定してから縦覧期間があるので、縦覧するか納税通知書に明細がついているので、確認をして、苦情等あれば、再調査を行います。

農業委員会を別棟に

農業委員会は本庁舎の2階にあるが、本町の基幹産業でもあるので農民が仕事着のまま出入りできる別棟にしたらどうか。

今現在2階の産業課の近くにあるが農業関係は、産業課と密接な関係があるので、産業課の近くに農業委員会があるべきだと思う。又、庁舎の近くの売り家の件ですが、合併早々土地等を取ることが、町民の皆さんに納得してもらえるか適当な価格であれば別ですが、今すぐ土地を取得することは出来ない。



# 農林業振興策に つながる地域おこし



議員 岩村 誠

## 食育と給食センター

**問** 食育は地産地消ではとどまらない。日本の稲作文化を中心とした精神性の再確認という深い部分がある。

**答** 農山村であるみやこ町は、先遣地に負けない地産地消が実現できる土壌がある。連携づくりに努めてほしい。

**問** 家庭は、子ども達が健康で豊かな人間性を育む基礎。社会の変化に伴い家庭の有り様が変わっている。地域や社会を挙げて、「食育」に取り組んでいきたい。

## 産業廃棄物対策

**問** 産業廃棄物の町内への流入は、農山村のイメージダウンに繋がり、深刻な問題だ。



**答** 産業廃棄物の問題では大変危惧している。みやこ町の全体で不法投棄の問題があり、監視カメラは設置の方向で考えたい。

**問** 気がついた時には、山紫水明の農山村が一気に壊れていくということになりかねない。可動式の監視カメラを設置し、監視体制の充実を図れないか。

**答** 産業廃棄物の問題では大変危惧している。みやこ町の全体で不法投棄の問題があり、監視カメラは設置の方向で考えたい。

**問** 今計画のモニタリングでは、全国どこにでもあるようなダムになつてしまう。町長粘つて、みやこ町がグローバルになるよう努力してほしい。

**答** ダム本体に設置することは、難しいという県の考えだ。周辺事業の中でモニタリングを考えたということだ。

## 伊良湖ダムのデザイン

**問** 新北九州空港が動き出した。ところが2市2郡で観光バスが止まるような所がない。伊良湖ダムのダム壁に工夫を加え、グローバルに通用するようなダムにしてほしい。

# 不納欠損処理調査特別委員会(100条調査)

# 「100条委員会設置案を可決」

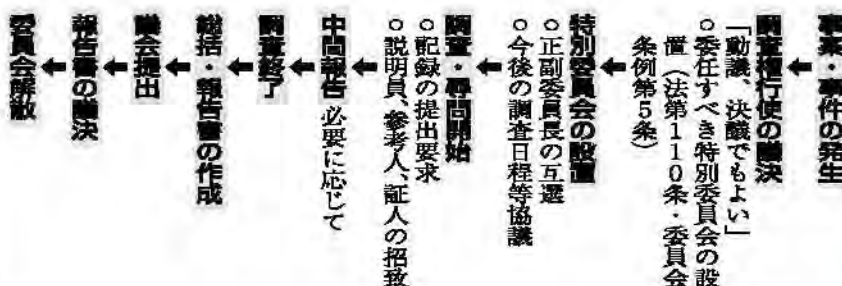
町議会は滞納税欠損処理問題で議員発議(進 鳴海議員)による地方自治法第100条に基づく「不納欠損処理調査特別委員会」設置議案を6月26日賛成多数で可決、旧三町(犀川、勝山、豊津)から各5人の委員15名を選出。事務処理について適正であったか真相解明について調査を進める。

議員発議(議員の議案提出権)とは:  
地方自治法第112条で議員は議会の議決すべき事件につき、議案に議案を提出することができる。この場合の提出は文書をもって議員定数の十二分の一以上のものの賛成が無ければならない。

100条調査とは:  
地方自治法第100条第1項にいう「普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」と規定され、

他の調査と違って刑罰をもって保障されている調査権の強制力がある。

100条調査のおおまかな流れ



| 不納欠損処理調査特別委員会委員 |        |
|-----------------|--------|
| 委員長             | 浦橋 忠義  |
| 副委員長            | 小田 勝彦  |
| 委員              | 中山 茂樹  |
|                 | 小田 廣徳  |
|                 | 中尾 昌廣  |
|                 | 進 鳴海   |
|                 | 飯本 秀夫  |
|                 | 浦山 公明  |
|                 | 緒方 順年  |
|                 | 熊谷みえ子  |
|                 | 原田 和美  |
|                 | 中尾 文俊  |
|                 | 森下 公直  |
|                 | 吉田 伸司  |
|                 | 光吉 さわ子 |

# ふるさと散歩道

## ■ 崎山ひまわり祭り(8月中旬) ■

10年目を迎え、地域おこしとしてすっかり定着。今年も残念ながら、台風10号のため、イベントは中止になりました。



## ■ 真つ霧に染まる秋の梶子ヶ岳(427m) ■

室町時代から江戸時代までの約300年間、山城として栄えた梶子ヶ岳。来月から、紅葉がぼつぼつ色づき始めます。見ごろは、10月下旬から11月中旬。



## ■ お抱え地蔵 ■

光富の小島に安置されている「お抱え地蔵」。かかると、願い事がかなう時は、軽く持ち上がり、かなわない時は、重くなるという言い伝えがあります。皆さんも一度、腰をかけてみては・・・。



# 伊良原ダム事業について聞く

## 伊良原ダム対策特別委員会初会合

6月30日、みやこ町合併後、初めてとなる伊良原ダム対策特別委員会の会合が持たれた。メンバーは旧犀川町議員全員と旧勝山町、旧豊津町議員各2名から構成する19名。

当日は、福岡県側から関係課長、職員の出席を求め、勉強会という形で森寛委員長の進行のもと活発な意見や質問が交わされた。「伊良原ダム問題は隣町の問題だ」との認識をもっていた旧勝山町、旧豊津町の各議員も熱心にメモを取り、耳を傾けていた。

### 伊良原ダム事業の計画目的

1. 洪水調節
2. 既得取水の安定化・河川環境の保全
3. 水道用水の確保

### ダム概要(多目的ダム)平成28年完成予定

|             |    |    |          |
|-------------|----|----|----------|
| 重力式コンクリートダム | …… | 堤高 | 83m      |
|             |    | …… | 堤頂長340m  |
| 総貯水容量       | …… |    | 2870万t   |
| 有効貯水容量      | …… |    | 2750万t   |
| 京築地区水道企業団   | …… |    | 10000t/日 |
| 田川地区水道企業団   | …… |    | 27000t/日 |



発行日：平成18年9月1日

発行：みやこ町議会

〒824-0821

福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

TEL0930-32-2511(内線301,302)

FAX0930-32-4563

編集：議会広報特別委員会

印刷：京築印刷(株)

議会傍聴に  
おいで下さい。  
次回定例会は  
9月8日招集予定。

日程が決まり次第、  
お知らせします。

## 議会広報

### 特別委員会

委員長 岩村 誠  
副委員長 浦山 公明  
委員 中田 茂樹  
武田 光雄  
進田 鳴海  
緒方 順年  
熊谷 みえ子  
原田 和美

## 編集後記

▼例年より十日近く遅れた今年の梅雨明け。短期間で夏は終わると思っておりましたが、予想に反して残暑の厳しい日が続いています。稲穂が膨らむと秋の到来も間近かです。

▼「みやこ町議会だより第2号」をお届けします。新町発足後の初めての定例会でしたが、多くの議員が一般質問に立ちました。

私たちが議員の思いは、「住民の声を執行部に伝え、ともに考え、ともに行動を遂げ、新生みやこ町の礎を築く」ことです。これからも、みなさんのご意見、ご要望をお聞かせください。